

外壁・屋根塗装の際のお願い

宮崎市では、建築物等の新築、増改築、外観の塗り替え等において、景観法に基づく届出が必要な場合があります。塗装工事を行う際は、宮崎市景観課へご協議頂きますよう、よろしくお願いいたします。

1. 届出対象区域

■ 景観計画区域(市内全域が該当します。)

※一定規模以上のみ届出必要(2. 参照)

■ 重点景観形成地区及び景観形成推進地区

※重点的に景観づくりを行う地区です。
規模問わず、全ての物件にて届出が必要。

- ①高千穂通り地区 ②一ツ葉リゾート地区
- ③日南海岸地区 ④大淀川地区
- ⑤宮崎駅東通り地区 ⑥四季通り地区



2. 届出対象規模

■ 景観計画区域(市内全域)

建築物

- ① 地盤面から最高部までの高さが10m以上
- ② 延べ面積又は建築面積が300㎡以上

工作物

- ・煙突、排気塔(高さ6m以上) ・RC柱、木柱、鉄柱(高さ15m以上)
- ・記念塔、装飾塔(高さ4m以上) ・擁壁(高さ5m以上)
- ・高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、石油・ガスタンク(高さ8m以上)

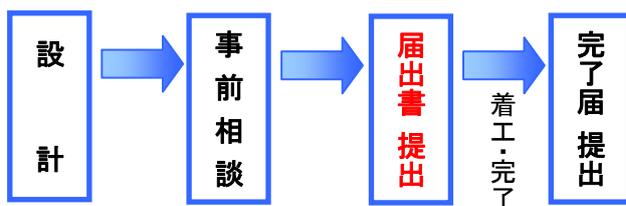
■ 重点景観形成地区及び景観形成推進地区(重点的に景観づくりを行う地区)

建築物、工作物

規模を問わず届出が必要

3. 届出の方法について

工事を着工する30日前までに、宮崎市景観課へ届出書を提出する必要があります。



※届出書・・・景観計画区域内行為(変更)届出書

塗り替え工事でも届出が
必要な場合があります!
景観課へご相談下さい!

重点景観形成地区

- 1 高千穂通り地区
- 2 一ツ葉リゾート地区
- 3 日南海岸地区
- 4 大淀川地区
- 5 宮崎駅東通り地区

景観形成推進地区

- 6 四季通り地区

